

1. 計画の概要と背景

1.1 計画策定の趣旨

自転車は、経済的で環境負荷が低いうえ、その利用が健康づくりにも繋がるなど、様々なメリットを持つ乗り物です。また、その利用目的は通勤、通学、買い物、スポーツ、レジャーなど幅広く、多くの人々に利用されています。

このように手軽で身近な交通手段である自転車の利用促進を図るため、本市では、平成24年11月に「北九州市自転車利用環境計画」を策定し、自転車通行空間や駐輪施設の整備などのハード施策に加え、ルール・マナー教育、利用促進などのソフト施策に取り組み、自転車利用環境の向上を総合的に推進してきました。

こうした中、平成29年5月に、国は自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなどの新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」を施行しました。

この法律では、市町村は、国および県が策定した自転車活用推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない旨が規定されています。

そこで、本市の自転車に関する現状と課題を踏まえ、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「北九州市自転車活用推進計画」を策定するものです。

計画の策定にあたっては、国や県の自転車活用推進計画を勘案するとともに、これまでの北九州市自転車利用環境計画に基づく取組みや成果を反映することとし、本市では、今後、本計画に基づき、自転車施策の推進を図っていきます。

1.2 計画の区域・期間

計画区域は、北九州市全域を対象とします。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

また、概ね5年後を目途に効果検証し、計画の見直しを行います。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、自転車活用推進法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画であり、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、本市の自転車施策における最上位の計画として定めるものです。

計画の策定にあたっては、本市の上位計画や北九州市自転車利用環境計画の取り組み、成果を反映するとともに、関連計画との連携・整合を図ります。

また、本計画では人口減少や高齢化に対応したコンパクトなまちづくりや公共交通の利用促進、CO₂の削減、市民の健康増進などに自転車を活用することとしています。こうした取り組みを通じて「北九州市SDGs未来都市」における本市のSDGs戦略の達成に資するものとなっています。

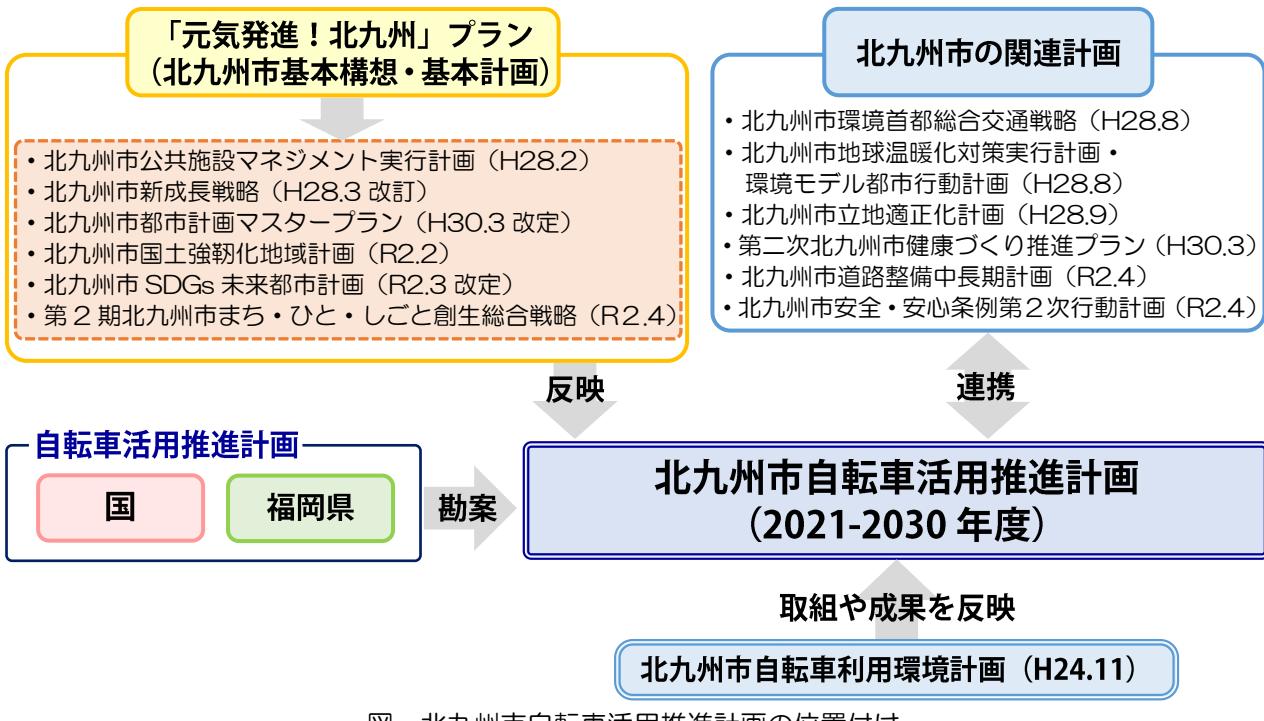


図 北九州市自転車活用推進計画の位置付け



• SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年9月の国連のサミットで、全ての加盟国（193か国）が採択したよりよい世界を目指す「持続可能な開発目標」です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17の目標、169のターゲット、232の指標が定められています。

図 SDGs の概要

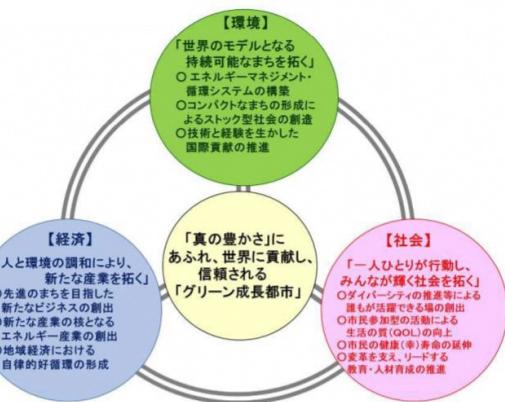


図 北九州市におけるSDGs戦略

資料：北九州市SDGs未来都市計画

1.4 自転車活用推進法および国・福岡県の自転車活用推進計画

(1) 自転車活用推進法の施行

自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）が平成29年5月1日に施行されました。同法第11条により、市町村は国や福岡県の計画を勘案して市町村自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならない旨が規定されています。

自転車活用推進法の概要①（平成28年12月16日公布・平成29年5月1日施行） 国土交通省

基本理念

- ・自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- ・自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・交通安全の確保



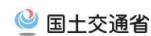
自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- ・国 : 自転車の活用を総合的・計画的に推進
- ・地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、実情に応じた施策を実施
- ・公共交通事業者 : 自転車と公共交通機関との連携等に努める
- ・国民 : 国・地方公共団体の自転車活用推進施策への協力

9

自転車活用推進法の概要②



基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- ・政府 : 基本方針に即し、計画を閣議決定し、国会に報告
- ・都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じて計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- ・国土交通省に、自転車活用推進本部を設置
- ・本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚とする

自転車の日・月間

- ・5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする

附則で定められた検討事項

- ・自転車活用推進を担う行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置
- ・自転車の運転に関する道路交通法違反行為への対応の在り方
- ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の損害賠償保障制度

10

資料：国土交通省自転車活用推進本部事務局_自転車活用推進法の施行（H29.5）

(2) 国の自転車活用推進計画の策定

我が国の自転車の活用に関する基本計画として、平成30年6月8日に「自転車活用推進計画」が閣議決定されました。

自転車を巡る現状及び課題が、「都市環境」「国民の健康増進」「観光地域づくり」「安全・安心」の4つの視点から整理されており、これらに対応する4つの目標とそれを達成するための18の実施すべき施策が定められています。

自転車活用推進計画の概要



1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け
自転車活用推進法^{*}に基づき策定する、我が国の大自転車の活用の推進に関する基本計画

(2) 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、
2020年度まで

(3) 自転車を巡る現状及び課題

※自転車活用推進法（議員立法）
2016年12月9日成立
(衆・参とも全会一致)
2017年5月1日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数
〔実績値 0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)〕
【指標】都市部における歩行者と分離された自転車ネットワーク整備市町村数
〔実績値 1市町村(2016年度)→目標値 10市町村(2020年度)〕
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. シェアサイクルの普及促進
【指標】サイクルポートの設置数
〔実績値 852箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)〕
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車のIoT化の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 國際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 自転車通勤の促進
【指標】通勤目的の自転車分担率
〔実績値 15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)〕

目標3 サイクリズムの推進による観光立国の一実現

11. 國際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
12. 行走環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出
【指標】先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数
〔実績値 0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)〕

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率
〔実績値 29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)〕
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数[†]
〔実績値 480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間中に、自転車乗用中の死者数について、道路交通死傷者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)〕[‡] (13-17)削除指標
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
【指標】自転車技士の資格取得者数[§]
〔実績値 80,185人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度)〕[‡] (13,14)削除指標
15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。
【指標】交通安全について指導している学校の割合
〔実績値 99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)〕
17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進(再掲)
18. 災害時における自転車の活用の推進

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講じる措置を一覧表に整理

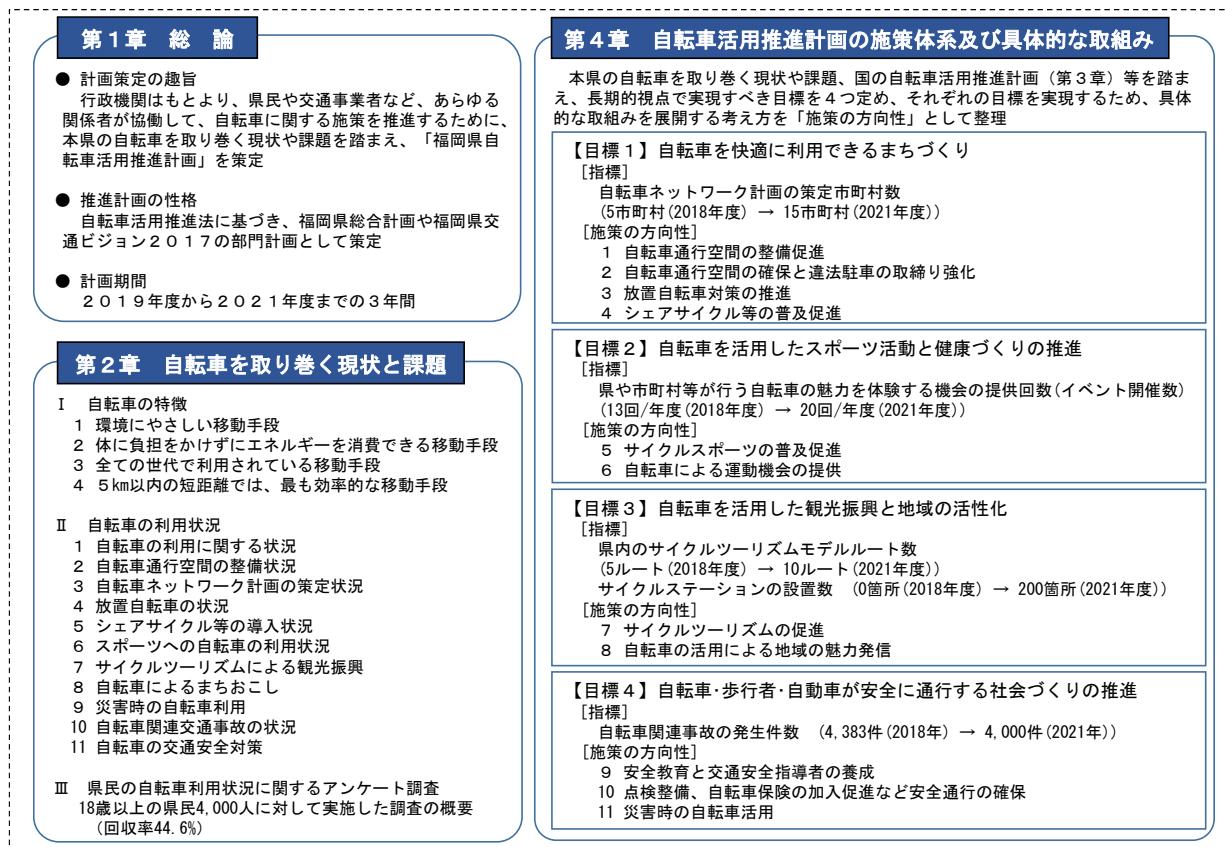
4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1) 関係者の連携・協力
- (2) 計画のフォローアップと見直し
- (3) 調査・研究、広報活動等
- (4) 財政上の措置等
- (5) 附則に対する今後の取扱方針
➢道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討
➢自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討

資料：国土交通省自転車活用推進本部事務局_自転車活用推進計画(H30.6)

(3) 福岡県自転車活用推進計画の策定

国の自転車活用推進計画や福岡県の自転車を取り巻く現状や課題を踏まえて、平成31年3月に福岡県は、「福岡県自転車活用推進計画」を策定しました。



資料：福岡県